

# 高齢社会対応型住宅のあり方に関する研究(その2)

## Research on Housing in Aging Society(2)

### －身体障害者向け住宅の供給手法に関する研究－

### －Study on Housing Supply for Disabled People－

阪東 美智子

BANDO Michiko

三田 和良、塩崎 賢明（神戸大学工学部建設学科）

MITA Kazuyoshi, SHIOZAKI Yoshimitsu (Kobe University)

**キーワード：**住宅政策、身体障害者、住宅問題、福祉サービス

**Keywords:**

housing supply, disabled, housing problem, welfare service

#### Abstract:

To promote the social participation and independence of disabled people, it is important to adjust the appropriate housing which is fitting the needs and demands of them.

There were many studies on housing adaptation and results from studies have been reflected in housing planning, so that housing supply for disabled become improving in qualitative way. But it still remains that housing supply for disabled is not enough quantitatively.

Our study in last year shows that supply of public housing for disabled is quite few compared with the number of disabled people. It seems that housing supply for disabled in private section is also very few.

Therefore, it is expecting that many of the disabled people face problems in the occasion of getting houses or moving because of the few selection of housing. Even they get the house, it is doubtful if the house is really satisfying their needs.

To better this situation, we investigate the problems of existing housing supply system through the questionnaire to disabled people, and then consider how to develop the housing supply for disabled in quantitative way.

#### 1. はじめに

障害者の社会参加が進む中、生活の器としての住宅環境の整備は重要な課題である。「障害者基本計画（1993年）」および「障害者プラン（1994年）」においても、住宅対策の具体的方策として、障害者のニーズに対応した住宅供給を推進するとしている。

障害者の住宅については、従来から住宅改善の事例研究を中心に障害に配慮した建築計画のあり方が模索されてきており、これに伴い障害者の住宅の質的向上が図られてきた。しかし、量的供給についての研究は少なく、これに関する障害者のニーズの掌握は充分ではない。

本研究は、身体障害者に対する住宅供給について、量的展開を推進するための知見を得るために、障害者住宅の供給の現況や障害者が直面する住まいの課題を把握するものである。

平成11年度は、公的住宅供給に着目し、全国主要自治体に対するアンケート調査から、公営住宅の整備状況、供給上の課題、設計上の課題などを明らかにした。今年度は居住者側に視点を移し、居住実態や住要求、住宅取得において直面した課題を調査した。そして、身体障害者向け住宅の量的供給を推進するための施策展開について、公共と民間の役割を踏まえ考察した。

#### 2. 身体障害者世帯向け住宅の整備状況

##### 2.1 公的住宅整備の現状と課題

障害者向けの公的住宅整備としては、特定目的公営住宅の建設、公営・公団住宅への優先入居、既設公営住宅の改善、金融公庫の割増融資制度などがあ

る。このうち特定目的公営住宅は、設計に配慮した低家賃住宅の直接供給として身体障害者に最もなじみのあるものである。しかしその建設戸数は少なく、新規建設戸数は全国で年間300戸前後しかない（建設省調べ）。

昨年度の調査<sup>1)</sup>では、全国の主要自治体561のうち、306の自治体が特定目的公営住宅（身体障害者対応設計）を建設しているが、50戸以上の供給実績があるのは11団体にすぎず、半数は「1～4戸」しか建設していない。供給上の問題点として、約3割の自治体が自ら戸数不足を認めた。

一方、少数ながら新しい動きが見られた。一つは、建築計画における障害への配慮のきめこまやかさであり、ハーフメイド方式の採用による個別の身体機能への対応がその例である。51の自治体がハーフメイド方式もしくはそれに似た方式を採用した経験があった。また、視聴覚障害者など車いす使用者以外の障害者に配慮した住宅を供給している自治体が42あった。二つ目に、障害者ニーズへの対応として、人的サポートを備えた「ケア付き住宅」の提供で、11の自治体で展開されている。高齢者を対象とするLSA（生活支援員）を配置したシルバーハウジング制度は、国レベルの住宅施策として全国的に展開しているが、身体障害者を対象としたケア付き住宅の試みは少なく画期的な施策であると言える。しかし今後の供給を予定している自治体は4つしかない。またケアの内容についても、緊急時の対応や生活相談が主流であり、食事・入浴・排泄介助を行っているところは3自治体にすぎない。重度障害者ほど人的介助の必要性が高いと想像されるが、ヘルパーを常駐させることや住宅部局と福祉部局の連携が困難であるなど、事業の推進において様々な障害が指摘されている。

## 2.2 民間住宅整備の現状と課題

公的住宅供給が限られている中で、多くの身体障害者世帯は民間住宅に居住している。特に持家に居住する割合が高く、持家対借家の割合は7対3であり、一般世帯を含めた統計と比較して持家率が高い（図1、図2）。

持家率の高い理由として一般には安定した高所得が保障されていることがあげられるが、身体障害者世帯の場合は、介助その他の日常生活に係るコストや雇用環境の現状を考えると、一般世帯に比較してとりわけ所得が高いとは考えにくい。むしろ、持家住宅は賃貸住宅を取得しにくい環境の裏返しとして捉えることができるだろう。すなわち、現在の賃貸住宅市場においては、障害者世帯に対する賃貸条件

の厳しさや、住宅改修に対する柔軟性の欠如、身体機能にそぐわない住宅の悪環境（狭小性や設備環境の貧しさ）など、障害者が住宅を取得できない理由が山積していると考えられる。このため、賃貸住宅を取得できずにやむなく親元や親族宅に同居する事例や、住宅を購入する事例が多いのではないだろうか。また、必要な人的サポートや福祉サービスが原因で、住宅の移動に制約が出る場合もある。このような理由から、本来の住要求から乖離した居住環境に甘んじている人は少なくないと考えられる。

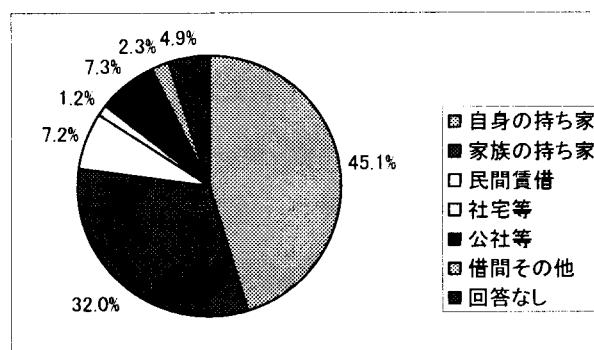


図1 身体障害者世帯の住宅所有形態 (N=2,933)

Fig. 1 Tenure of housing (Disabled)

出典 身体障害者実態調査結果 (1996)

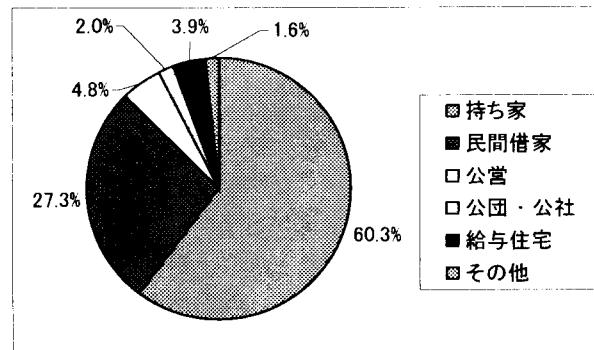


図2 全世帯の住宅所有形態 (N=43,891,600)

Fig. 2 Tenure of housing (General)

出典 土地・住宅統計調査 (1998)

## 3. 兵庫県下における障害者施策の現況

### 3.1 障害者数

全国の身体障害者（児）数は4,082,568人であり、兵庫県の身体障害者（児）数は184,928人である。障害種類別には、肢体障害が59.9%、内部障害が20.0%、視覚障害9.6%、聴覚障害9.1%、言語障害1.4%となっている（表1）。障害者手帳保持者の6～7割は高齢者である。

この他に、知的障害者（児）数は22,003人、精神

障害者保健福祉手帳所持者数は8,138人いるが、本研究では対象を身体障害者に限定した。

表1 障害種類別状況表 (単位：人)

Tab.1 Number of Disabled according to the class

区分	身体障害者手帳保持者数			
	全国	兵庫県		
視覚障害	398,145	9.8	17,823	9.6
聴覚障害	434,549	10.7	16,745	9.1
言語障害	50,251	1.2	2,571	1.4
肢体障害	2,341,042	57.3	110,749	59.9
内部障害	858,581	21.0	37,040	20.0
合計	4,082,568	100.0	184,928	100.0

全国：平成11年3月31日現在

兵庫県：平成12年3月31日現在

### 3.2 障害者施策

#### 3.2.1 障害者施策の枠組み

兵庫県では、「“すこやかひょうご”障害者福祉プラン—兵庫県障害者福祉新長期計画—」において、障害者の社会参加と自立の促進のため、保健・医療・福祉・教育・住宅・労働等の施策を規定している。

また、市町の障害者施策の推進を図るため、市町障害者計画の策定を指導しており、平成12年3月現在21市61町が策定済みである。

#### 3.2.2 住宅施策

##### (1) 公的住宅の供給

兵庫県では、昭和49年から特定目的公営住宅(障害者向け)の建設を開始し、平成10年度までに97戸を供給している。市レベルでは、神戸市が昭和42年から供給を開始し平成10年度までに3,243戸を建設している。また尼崎市で159戸、西宮市で33戸、姫路市で25戸、宝塚市13戸、伊丹市と三木市がそれぞれ8戸、川西市が6戸、赤穂市が2戸となっている(昨年度の調査結果より)。

この他に、兵庫県では、震災後建設の公営住宅に関してはバリアフリーの住宅を標準設計として建設しており、ケア付き住宅であるシルバーハウジングには身体障害者も対象として含むようにしている。震災後、全国では約4,000戸のケア付き公営住宅が作られたが、これと同等の数を兵庫県は単独で建設している。

##### (2) 住宅改造助成

住宅改造助成については、「人生80年いきいき住宅助成事業」を実施している。これには特別型と一般型、増改築型がある。特別型は、障害者のいる世帯を対象に昭和60年代に創設された。一般型は平成5年の福祉のまちづくり条例施行によって新たにで

きた制度で、将来身体機能の低下が見込まれる場合にも適用される。助成利用に際しては所得制限があり、また所得によって助成率が異なるが、特別型あるいは一般型は対象限度額が100万円であり、増改築型は300万円で、併用すれば400万円までの利用が可能である。平成11年度の実績は、2,389件で総額367,199千円である。同年の大坂府の実績(401件、130,695千円)に比較すると、件数で約6倍、金額で約2.5倍にのぼる。

##### (3) 住宅改造資金貸付

「在宅重度障害者生活環境改善資金貸付事業」は、財団法人身体障害者福祉協会が主体となって、身体障害者の住宅改修・改築に要する経費を貸し付ける制度である。貸付利息は無利子で、貸付限度額は100万円である。

##### (4) 身体障害者生活ホーム

兵庫県下には身体障害者自立支援事業や身体障害者福祉ホームはないが、独自の施策として身体障害者生活ホームを設置しその運営費を助成している。

身体障害者生活ホームとは、身体障害者が地域の中で安心して生活できるよう、日常生活への援助を行うことにより、身体障害者の地域における自立生活の促進を図ることを目的として設置するもので、社会的自立の見込める15歳以上の身体障害者を対象としている。現在県内5ヶ所で生活ホームが運営されており、いずれも定員は4~5名である。実施主体は任意の障害者団体で、年額約300万円の補助金を県と市で負担している。

#### 3.2.3 福祉サービス・相談業務など

##### (1) 相談体制

障害者の専門的相談機関としては、身体障害者更生相談所などがあるが、これとは別にいつでも気軽に相談が行えるように「障害者110番(障害者ホットライン)」という常設の窓口を設置している。これは、国庫補助のもと兵庫県が財団法人身体障害者福祉協会に委託している事業である。

また、障害者が身近な地域で気兼ねなく相談できるように同じ経験・体験をした者を身体障害者相談員等に委嘱する制度をとっている。平成12年3月末現在の相談員の設置状況は、神戸市70人を始め総計585人で、各市町に最低一人は置かれるようになっている。障害者200人あたりに相談員一人を置くことを目標としており、県下180,000人の障害者に対して900人が必要と目されている。

##### (2) 障害者生活支援事業

在宅の障害者(児)と家族が地域で安心した生活が送れるよう、社会福祉施設等の専門家による社会

性活動を高めるための支援・ピアカウンセリング・介護相談・情報提供を行うことによって、在宅の障害者の社会参加と自立促進を図る。兵庫県下では、尼崎市、宝塚市、川西市、伊丹市で実施されている。

#### (3) ホームヘルプサービス事業等

重度の身体障害者（児）のいる家庭に対して、家事・介護等の日常生活の支援をするために、ホームヘルパーを派遣している。

また、重度の視覚障害者や脳性まひ者等の全身性障害者の在宅生活と社会参加の促進を図るために、移動介助や付き添い等を行うガイドヘルパーを派遣している。

#### (4) 日常生活用具給付・貸与等

重度の身体障害者（児）の日常生活の便宜を図るために、浴槽、便器、盲人用タイプライター及びファックス等必要な用具の給付または貸与をしている。

### 4. 兵庫県下の障害者の居住実態と住要求

#### 4.1 調査概要

身体障害者の居住実態、直面した住宅問題、住要求などを明らかにするために、身体障害者個人に対するアンケート調査を実施した。

調査対象者の選定や調査票の配布にあたっては、兵庫障害者連絡協議会など兵庫県下を主な活動の場とする障害者団体の協力を仰いだ。対象となる障害は、①肢体障害、②視覚障害、③聴覚障害、④体幹機能障害、⑤音声・言語障害の5種類とした。各障害者団体に配布した調査票の数は総計550通であるが、最終的に何名の障害者に配布できたかは不明である。回収数は185通であった。調査期間は平成12年12月から平成13年2月である。主な調査項目は以下のとおりである。

- I : 障害を持つ本人の属性（基本属性、障害種、使用補装具、通院状況、仕事）
- II : 家族属性（生計、収入）
- III : 住宅（居住地、居住形態、改造、評価、定住意向、住宅変化、住宅における問題）
- IV : 生活支援（介助者、情報、福祉サービス利用実態、求める住宅対策）

また、住宅・福祉問題において身体障害者団体が果たしている役割や今後の障害者施策の展開への知見を得るために、身体障害者団体に対するアンケート調査もあわせて実施した。調査票の配布数は16通、回収数は5通であった。

#### 4.2 対象者の属性

回答者は、約7割が男性（図3）、半数が50代以上（図4）であった。障害発現年齢が20歳未満の人が約半数で、4人に1人が生まれた時から障害を抱えている（図5）。

障害等級は1級が7割以上を占めた（図6）。障害種は、図7のとおりである。

対象世帯の家族構成は、2人世帯が35.1%と最も多いが、単身世帯も15.7%いる（図8）。

対象世帯の収入は、300万円未満が約半数を占めた（図9）。一般世帯の一世帯あたり平均所得金額655万2千円（「平成11年度国民基礎調査」）と比較して、障害者世帯の収入の低さが顕著である。主な収入源として回答が多かったのは障害者年金であった。約1割は貯金を取り崩して生活している。生活保護を受給している世帯も9世帯あった。一方、本人の勤労収入を主な収入源としたものは28.6%であった（図10）。

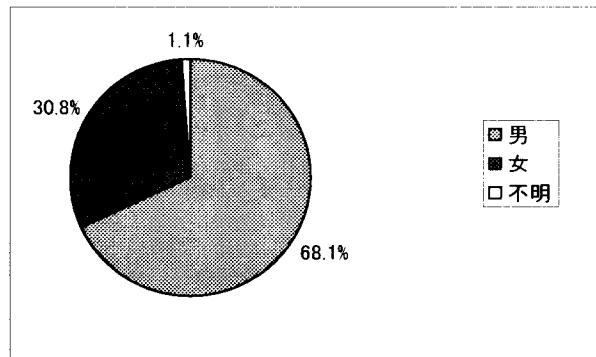


図3 回答者の性別 (N=185)

Fig. 3 Sex of respondent

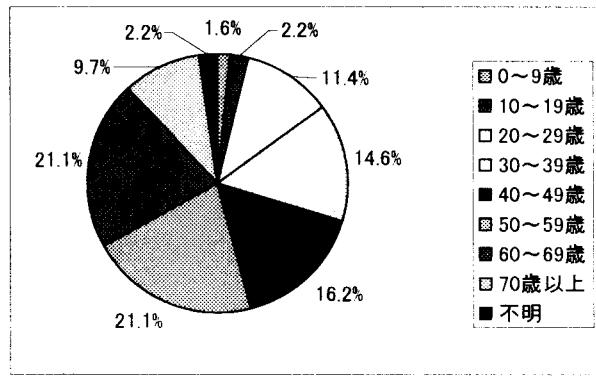


図4 回答者の年齢 (N=185)

Fig. 4 Age of respondent

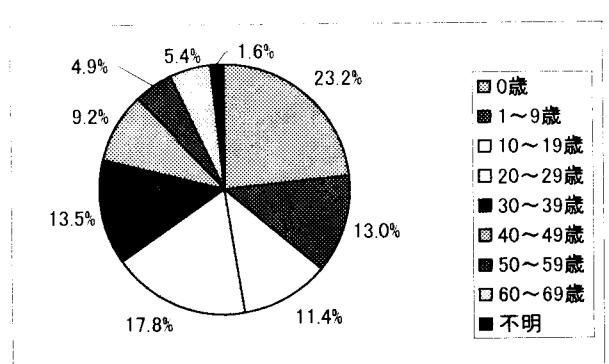


図5 障害の発現年齢(N=185)  
Fig. 5 Age when disability appears

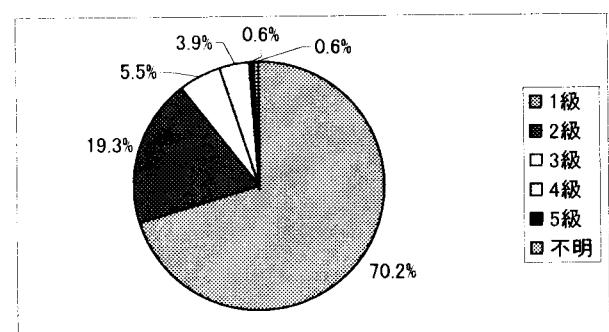


図6 障害等級(N=185)  
Fig. 6 Class of disability of respondent

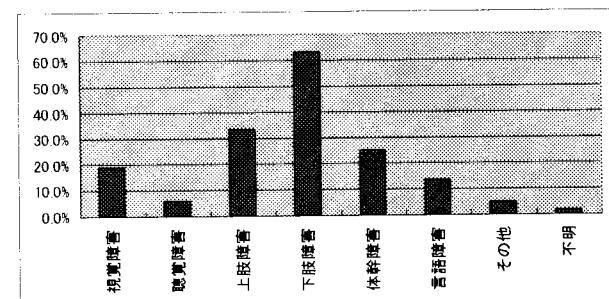


図7 障害種(N=185、複数回答)  
Fig. 7 Part of disability of respondent

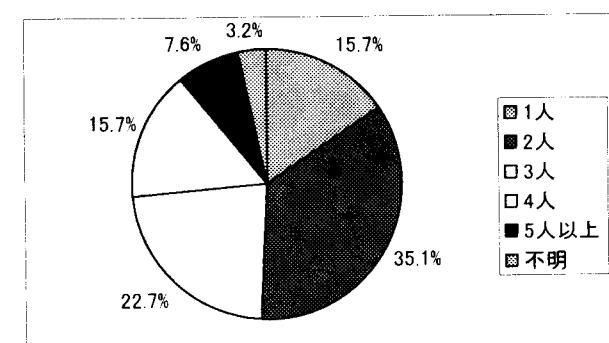


図8 家族構成(N=185)  
Fig. 8 Components of household

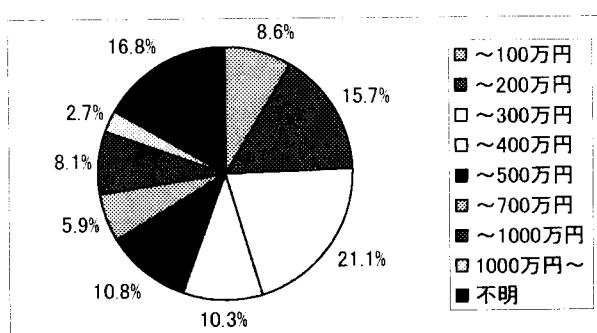


図9 収入(N=185)  
Fig. 9 Income

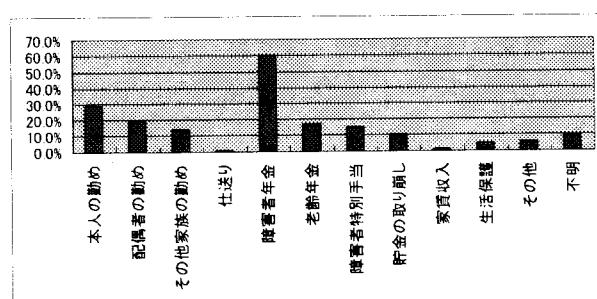


図10 主な収入源(N=185、複数回答)  
Fig. 10 Major source of income

#### 4.3 住まいの現況

住宅の所有形態は、持家居住世帯が圧倒的に多く、全体の6割を占めている。また、民間借家、公営住宅がそれぞれ約15%となっている(図11)。

住宅の建て方は、戸建てと共同住宅がほぼ同じ割合であった(図12)。共同住宅居住者について居住階をみると、約4割が3階以上に居住している。下肢障害者117人のうち3階以上に居住している人は27人であった。うち20人は民間住宅や公営住宅などの借家層である。

障害が発現してからの住宅の変化については、8割以上が住宅の移動や改造などの経験を持っている(図13)。その理由として、4人に1人が「広さ・設備などの面で住みにくくなった」をあげた(図14)。また、1割は「介護者の負担を軽減したかった」と回答している。

現在の住宅を改造した経験を持つ人は全体の約半数あり、一方、約1割は「改造したいができない」と回答している(図15)。改造できない理由は、「資金不足」「借家・公営住宅なので改造できない」「十分な広さがない」などであった。

現住宅に対する満足度は、2割以上が不満足であり(図16)、不満足な点の上位には「収納」「バリアフリー度」「住宅の傷み」「遮音性」などが挙がった(図17)。

現在の住宅に対する定住意向については、4人に1

人が住み替えを希望している(図18)。その理由として、「バリアフリー化していない」「部屋が狭い」「家賃が高い」「自立したい」などの意見があった。

住まいに関するトラブルの経験を持つ人は半数以上に上る。上位は、「住宅に関する情報が少なく困った」、「公営住宅に応募したが落選した」、「障害者が入居できる公営住宅が少なくて困った」である(図19)。「民間借家の入居を断られた」という回答も12.4%あった。借家の入居拒否や転居の理由は、「事故を起こされでは困る」「障害があるので住めないと言われた」「改造されたくない」などである(図20)。

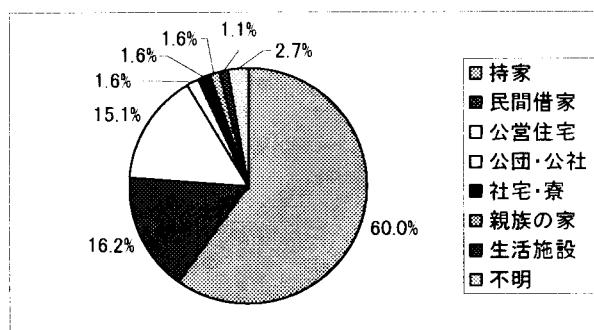


図11 住宅の所有形態(N=185)

Fig. 11 Tenure of housing

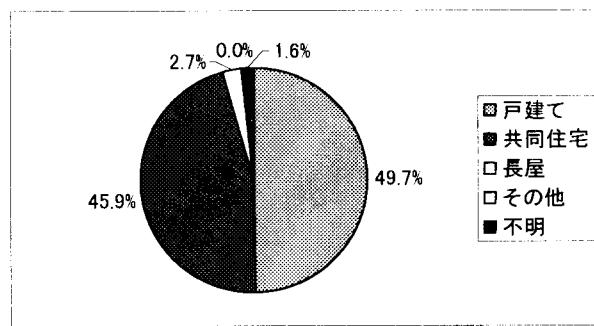


図12 住宅の建て方(N=185)

Fig. 12 Type of housing

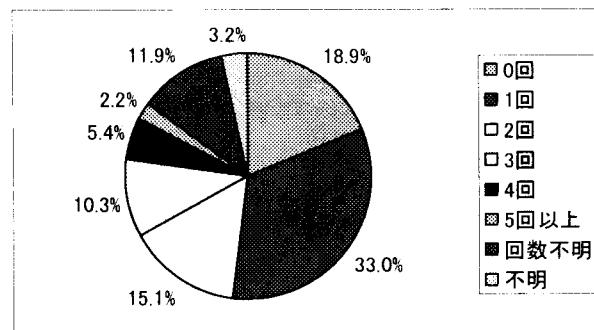


図13 障害発現後の住宅の変化(N=185)

Fig. 13 Housing change after disability appears

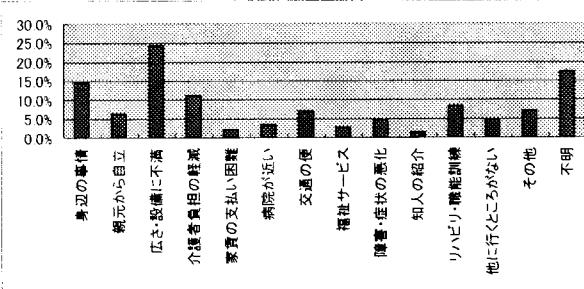


図14 住宅の変化の理由(N=144、複数回答)

Fig. 14 Reason of housing change

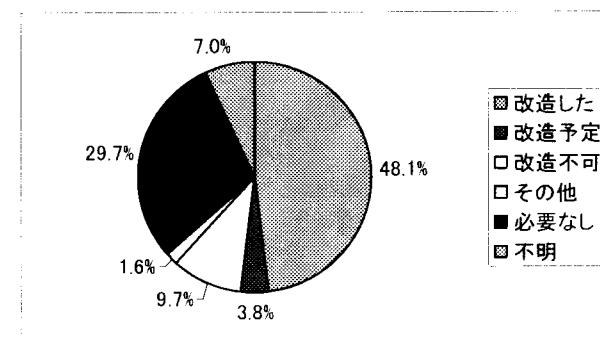


図15 住宅改造の有無(N=185)

Fig. 15 Housing adaptation

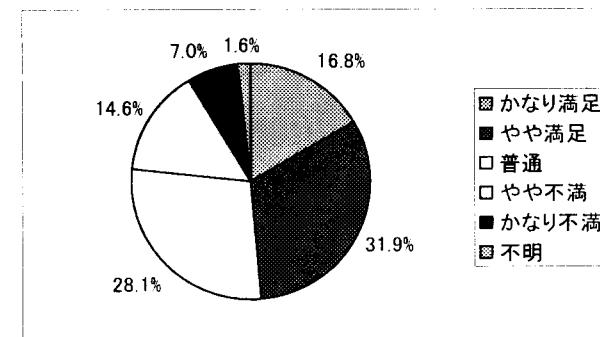


図16 住宅に対する満足度(N=185)

Fig. 16 Satisfaction with housing (1)

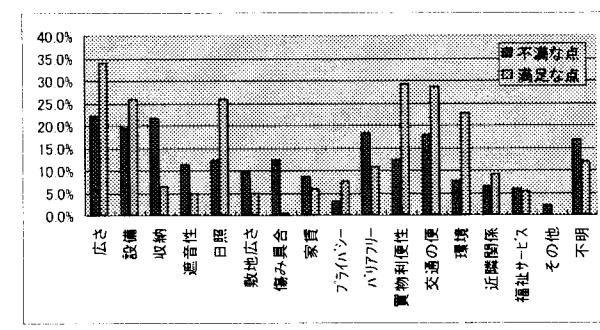


図17 住宅に対する評価(複数回答、N=185)

Fig. 17 Satisfaction with housing (2)

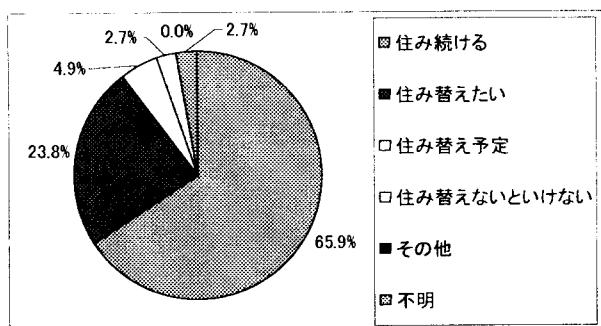


図 18 定住意向 (N=185)  
Fig. 18 Will to stay in the present house

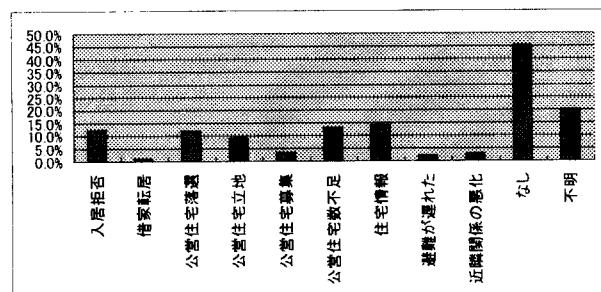


図 19 住宅のトラブルの経験 (複数回答、N=185)  
Fig. 19 Experience of trouble on housing

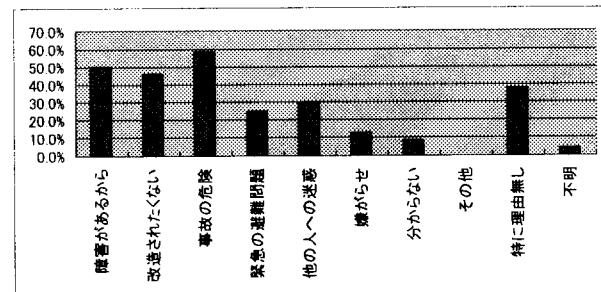


図 20 入居拒否、転居の理由 (複数回答、N=24)  
Fig. 20 Reason of refusing the housing rent

#### 4.4 在宅福祉サービスの現況

回答者のADLについて、排泄や入浴で何らかの介護を必要とする人がそれぞれ25.5%、34.0%いる(図21、図22)。

回答者のうち、介助者が必要ない人は30人(16.2%)いるが、大半は日常生活において人的サポートを必要としている。日常の主たる介助者は、配偶者が46.1%と最も多く、親がこれに続いた(図23)。介護人派遣制度を利用している人は33人いるが、うち主たる介助者がホームヘルパーやガイドヘルパーであると回答した人は19人であった。このうち14人が単身世帯である。同居家族がいる世帯は単身世帯に比べて、介護人派遣制度の利用が少ない傾向にある。

各種福祉サービスの利用状況については、補装

具・日常生活用具の給付を受けたことがあるものが26.0%を占めたものの、デイサービス、入浴サービス、訪問看護などの利用はそれぞれ10数人しかいなかった。入浴動作について、「介護なしには全くできない」と回答した人は38人いるが、このうち入浴サービスを利用しているのは12人である。

将来の介助状況に対する不安を尋ねたところ、6割近くが「将来的に安定した介助が受けられなくなるかもしれない」という不安を抱いている(図24)。具体的には、配偶者など介助者の高齢化や病気による介護力の喪失や介護料の金銭的負担などである。

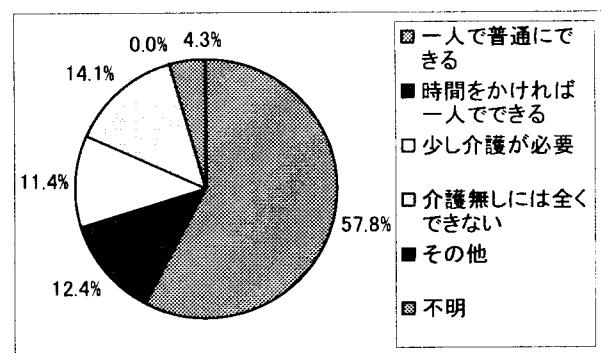


図 21 ADL の状況 (排泄動作) (N=185)  
Fig. 21 ADL (Excreting)

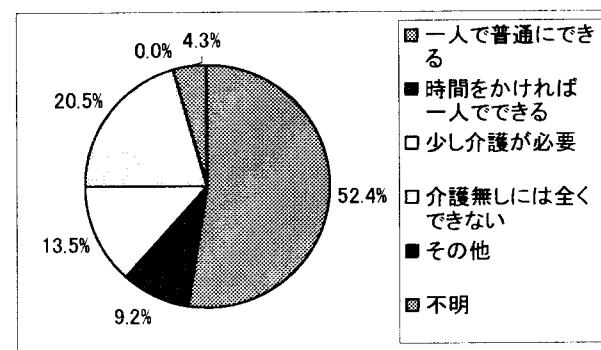


図 22 ADL の状況 (入浴動作) (N=185)  
Fig. 22 ADL (Bathing)

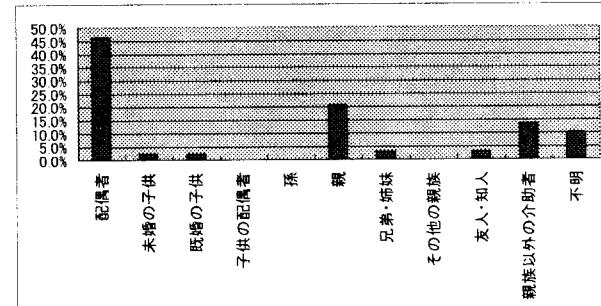


図 23 主たる介護者 (N=141)  
Fig. 23 Major care-person in house

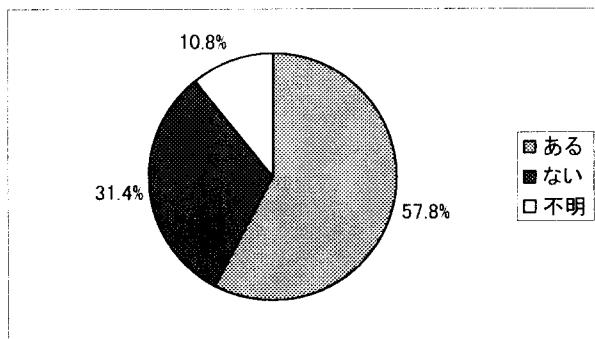


図24 将来の介護に対する不安の有無(N=185)  
Fig. 24 Anxiety to care in future

#### 4.5 住宅・福祉サービスに関する情報・相談

住まいや福祉サービスに関する情報の入手先としては、友人・知人という口コミからの情報が3割以上あり、これは行政の広報や役所の窓口を利用している人の割合よりも高い(図25)。また新聞やテレビ・ラジオなどメディアの効果も比較的高い。行政以外の組織では福祉団体が比較的大きな役割を果たしている。

しかしその情報量には必ずしも満足しておらず、住宅や福祉サービスに関する情報量については、半数以上が十分でないととらえている(図27)。

一方、困ったときに相談をする相手は、住宅に関しては友人・知人、親などの親近者が多く、福祉サービスに関しては役所の相談窓口や福祉団体など事業提供者が多い(図26)。

#### 4.6 住要求

現在の住宅事情下において、障害者の自立についての当事者の意見は、自立が難しいとする意見が過半数を占めた(図28)。特に賃貸住宅居住者にその傾向が強く、賃貸住宅居住者66人のうち43人が自立は困難であると回答している。障害者の自立を妨げる要因として、1人でも暮らせる住宅の不足、バリアフリー化の遅れなどの意見が上位に上がっており、賃貸住宅居住者ほど住宅問題を強く感じているくらいがある。

行政に求める住宅施策としては、「障害者向け公営住宅を便利な場所に建設する」「障害者向け公営住宅を増やす」「ケア付き住宅を供給する」など行政による住宅の直接供給を望む声が高いほかは、「住宅改修に対する資金援助」の要望も強い(図29)。さらに、情報量が不足しているという実状を反映してか、「住まいに関する相談窓口の設置」も約2割の人が望んでいる。

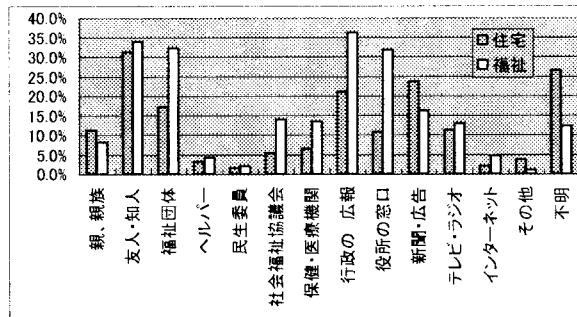


図25 情報の入手先(N=185)  
Fig. 25 Source of information

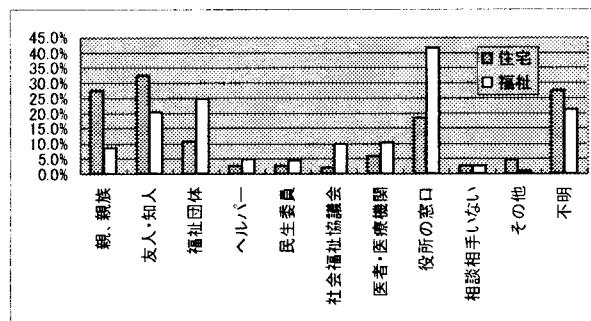


図26 困ったときの相談先(N=185)  
Fig. 26 Consulting person

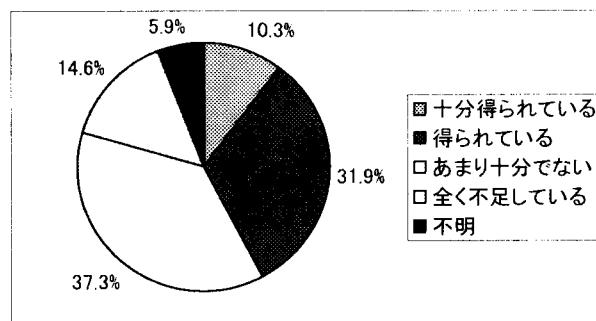


図27 情報量(N=185)  
Fig. 27 Amount of information

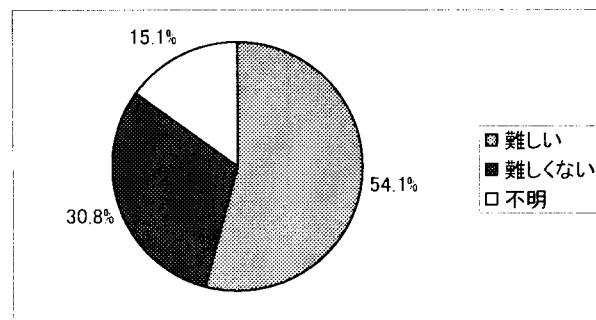


図28 障害者の自立の難易度(N=185)  
Fig. 28 Difficulties of independence of disabled

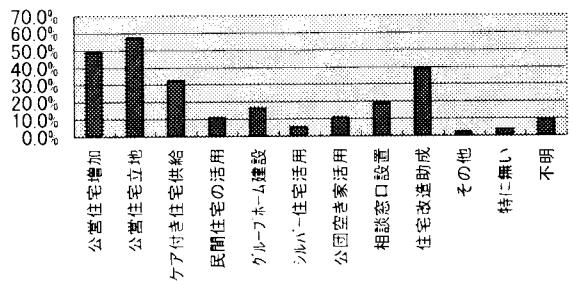


図29 行政に望む施策(N=185)  
Fig. 29 Housing policy to promote

#### 4.7 障害者サポート団体の活動状況

##### (1) 活動分野・内容

次いで、障害者団体の福祉・住宅施策における役割をみる。調査に協力してくれた5つの障害者団体の活動分野は表2に示したとおりである。障害者の住まいについて積極的に取り組んでいる団体は八団体だけである。具体的な活動としては、どの団体も行政への要求活動や団体間の交流を実施している(表3)。福祉サービスの提供を実際にに行っているのはA団体とB団体であり、またA、C、D団体は行政等の提供するサービスを斡旋し、行政と当事者をつなぐ役割を担っている。

表2 活動分野

Tab. 2 Fields of activities

	医療・保健	就労・雇用	教育	福祉のまちづくり	障害者の住まい	福祉サービス	その他
A	○	○	○		○	○	
B				○		○	地域ボランティアグループの支援
C	○					○	障害者の社会地域参加
D	○	○	○	○			
E	○			○			

表3 活動内容

Tab. 3 Contents of activities

	会報発行	行政への要求	学習会	団体交流	家族支援	サービス実施	サービス斡旋	カウンセリング
A	○	○	○	○	○	○	○	○
B	○	○	○	○		○		
C	○	○	○	○				
D	○	○	○	○			○	○
E		○		○			○	

##### (2) 情報提供・相談活動

4.5節から、福祉サービスに関する情報は福祉団体から得ている障害者が多かったが、住宅に関する情報は団体からはあまり得られていない。また、トラブルの際に相談相手として、福祉サービスに関して福祉団体に相談すると答えたのは全体の約25%

であったが、住宅に関しては約1割に過ぎなかった。

団体の情報提供の実態を見ると、主として行政からの情報を提供している。例えばE団体では、個人からの問い合わせに応じて行政に問い合わせ、その返答を提供していた。

相談活動については5団体全てが相談窓口を持っていた。専門スタッフの数については、0~4名である。相談の内容については、福祉サービスに関する相談が多い。例えばA団体では、「自宅で介護したいが、障害が重度なため、どうしたらよいか分からぬとの相談が多く、各種福祉サービス、ボランティア、介護保険などの利用方法を教えている」。また、住宅関連では公共住宅に関する相談が主な内容になっている(表4)。D団体では「公営住宅をグループホームとして利用したい」という相談がある。

団体で対応しきれない場合の対処法については、どの団体も、行政を相談相手としていた。

相談件数については、どの団体も年間10件以内であり、住宅・福祉に関する相談は少ない。件数の経年的な変化についてはどの団体もあまり変化がないと答えた。「行政機関がいろいろと相談活動の宣伝をするようになったことや、埋もれたままの脇のところまでこちら側の手が届いていないため、相談件数は減少した(E団体)」という現場の見方もある。

表4 相談内容

Tab. 4 Contents of counseling

	公的住宅	民間アパート	入居後トラブル	近隣関係	住宅改修	情報提供	福祉サービス
A	○					○	○
B							○
C					○	○	○
D	○					○	○
E	○					○	

##### (3) 障害者の住宅取得に対する団体の考え方

障害者の住宅取得の困難性について障害者関係団体はどういうふうに捉えているのだろうか。

まず、「障害者世帯の住宅取得が一般世帯に比べて困難を伴うことが多い」という質問に対して、E団体を除く4団体が「多い」と回答した。その具体的な理由は、「バリアフリーの住宅が少ない」というハード面の問題だけでなく、B、D団体に見られるように、周囲の無理解などソフト面の課題も残されている(表5)。

**表5 障害者世帯の住宅取得が困難な理由**  
Tab. 5 Reason of difficulties of housing acquiring

障害者世帯の住宅取得が困難な理由	
A	所得が低い ローンが組めない バリアフリー住宅が少ない 公営住宅の場所が不便 多くの生活支援が必要
B	バリアフリーの問題(住宅内・外=交通、公共施設、民間施設を含む) 心のバリアフリーの問題
C	数が圧倒的に少なくまた一律に造られているため選択する余地がない 脳卒中または骨折後などの中途障害の場合、その障害の程度にあった改造での対応で一定は入居可能なので、「障害者用」とくるのではなく、改造も含めたバリアフリーな住宅が求められているのではないか
D	特にグループホームの場合は近隣の人をはじめ嫌がられる場合が多い

#### (4) 行政に対する活動

各団体は、行政との協議や要望等の提出等を定期的に実施している。協議等の内容は、表6のように多岐にわたっているが、重複している協議内容には、障害者向け公営住宅の建設や身体障害者向けグループホームの建設がある。現在あるいはこれまでの、住宅・福祉サービスに関する要望に対する行政の対応については、「対応が遅い」「協議をしても話を聞いていないのかいないのかすら分からぬ」など評価は厳しい。しかし、「現在の段階に満足はしていないが、長い目で見ると障害者の生活は改善されており、今後ともさらに良い関係を築いていくことが重要である」と、行政との積極的な協働関係を望む意見もある。

**表6 行政との協議内容**

Tab. 6 Contents of discussion with local authority

	A	B	C	D	E
障害者向け公営住宅の増加	○			○	○
障害者向け公営住宅の立地改善	○				○
公営住宅の入居条件の緩和	○			○	
民間住宅の借り上げ		○		○	
ケア付き住宅の供給	○	○			
身体障害者向けグループホームの建設	○	○		○	
公団住宅の空き家活用				○	
シルバーハウジングへの障害者の入居					
住まいに関する相談窓口の設置					
賃貸住宅の家賃補助					○
住宅改修に対する資金援助	○			○	
福祉サービスの利用料金の低減			○		
福祉サービス利用料の補助	○		○		
福祉サービスの利用時間の増加			○		
介護人の育成・増加		○			
福祉サービスを提供する民間団体への援助	○	○			
日常生活用具給付の拡充			○		○
福祉機器購入費用の補助			○		○

#### 5. 考察

##### 5.1 適切な低家賃住宅の量的充足の必要性

住宅の所有形態については、持家率が借家率を大きく上回った。しかし、全国的調査である「身体障害者実態調査(1996)」の結果(2.2 図1)よりは民間賃貸住宅や公営住宅に住む割合が高く、持家率自体は、一般世帯並み(2.2 図2)である。同様の傾向は東京都の調査<sup>2)</sup>でも見られる。これは、地価の高い都市部においては持家取得が困難であることが影響していると思われる。特に障害者世帯は雇用環境が厳しいなどの理由から低所得層が多く、本調査でも年収300万円未満が半数を占めていることから、公営住宅など低家賃住宅への需要は相対的に高いと考えることができる。従って、障害者が住むことのできる公営住宅や民間住宅の量的整備が求められるところである。ところで、兵庫県では特定目的公営住宅(障害者向け)の供給数は多くはないが、震災後に多量に供給された復興公営住宅がバリアフリー仕様のため一定の障害者の居住要件を満たすことが可能であり、この結果、障害者が入居できる公営住宅の供給戸数が他の自治体よりも多い。これが公営住宅居住者が多い一因であると考えられる。しかし、調査から、公営住宅に落選したり、入居できる公営住宅の少なさに悩んだ経験を持つ人がいることが明らかになり、公営住宅の供給戸数は十分とはいえない。

一方、民間賃貸住宅の供給についても、不十分な現状がある。障害や住宅改修を理由に借家の入居を断られたケースや、入居してからも住宅改修が困難であったり、収納やバリアフリー度などに不満を抱いていたりする人が少なくない。また、障害発現後に様々な理由で住宅を転居したり改修したりする人が多く、複数回の住宅の変化を経験している人が多いことから、住宅の賃貸・売買については、転居や改修が容易に行えるような融通性・柔軟性が求められている。

現在の民間賃貸住宅は質的にも量的にも問題があるが、量的側面については貸主や隣人の理解と協力を仰ぎ早急に解決することが望まれる。また、住宅改修助成制度の拡充によって既存住宅の可住性を高めたり、移転費用・家賃補助・保証人制度などの導入によって住宅の移動・移転を簡便にしたりして、障害者の住宅の選択肢を増やす努力をすることが必要である。

##### 5.2 介助に対する不安感の除去

日常生活の介助は、配偶者など家族介助に依存し

ている人が多く、介護人派遣制度を利用している人は少ない。またその他の福祉サービスの利用もほとんどない。この反面、将来の介助に対する不安感は大きい。これは、特定少數の介助者に依存しているため、病気や加齢によって介助力を喪失するとそれをカバーするサポートシステムがないからである。特に若年障害者ほど親がいなくなった後の生活を心配している。

この解決として、家族介護によって潜在化している福祉サービスの需要を、社会的介護にシフトさせていくことが必要であると思われる。

### 5.3 情報提供・相談活動の改善

住宅・福祉サービスとも情報量の不足を感じているものが多いが、現行施策でも相談窓口や相談員の設置が実施されており内容が不足しているわけではない。問題は、PR不足や現行制度の非効率性にあるといえる。「情報を求めなくても進んで教えて欲しい」という意見があったが、生活環境のバリアフリーが十分でない現在、障害者自らが情報源に近づくこと自体が困難である場合も少なくない。行政ではインターネットを使用して情報提供の拡充を図ろうと試みているが、現状ではインターネット使用者は少ない。むしろ、口コミやマスメディアの情報を利用している人が多い。

情報提供手法としては、マスメディア以外では人を介した情報提供が有効であると思われる。従って、福祉団体などすでに情報提供や相談活動の実績がある民間団体を利用することは有用であると思われる。また、調査ではポイントが少なかったが、ヘルパーや民生委員など地域や生活に密着した位置にいる人の活用・活躍を期待したい。全体的に住宅に関する情報提供者や相談者が少ないようであるが、福祉住環境コーディネーターや建築士会などとの連携も今後必要になってくるのではないだろうか。

### 5.4 身体障害者団体と行政との連携

身体障害者団体は、住宅や福祉サービスに特化した活動を展開しているわけではないが、情報提供や相談活動などで積極的な役割を果たしている。

当事者性の強いこれらの団体の活動を、行政が支援していくことで、身体障害者の居住実態や住要求を反映した施策の展開が可能になると思われる。

## 6. 研究の成果と課題

### 6.1 研究の成果

身体障害者の住宅について、建築計画など質的

供給のあり方を探るのではなく、量的な供給問題について検証を試みた。県下の障害者数の約0.1%に相当する約180名の協力を得て、障害者の居住実態や住まいに関する問題を明らかにすることことができた。

公営住宅の供給量に限りがある中、地域における障害者の住宅の確保には障害者向けの適切な民間賃貸住宅の整備が必要であり、そのためには貸主側の協力や行政支援が必要である。

調査からはさらに福祉サービスの利用状況や将来の介護に対する不安が明らかになった。家族介護に依存する旧来の体質を変革していくことが求められよう。

### 6.2 今後の課題

昨年度からの研究の流れでは、身体障害者向け公営住宅について、ケア付き住宅や視覚・聴覚障害者向け住宅など先進的な取り組みの事例調査を実施する予定であった。しかし現時点では、いずれの自治体もケア付き公営住宅や視覚・聴覚障害者向け住宅などの供給を実験的な段階でとどめており、調査研究を行うには時期尚早であると考えた。

結果的に、民間住宅の実状をアンケートによって把握したが、住宅の量的拡充を図る上で有用な知見を得ることができた。

今後の課題としては、今回の調査でもお世話になった自立生活センターなど障害者の自立を促進している既存組織の役割を明らかにし、障害者の住宅整備における障害者当事者の活動の有用性を評価することが必要であると考える。

本テーマは今年度で終了するが、上記のようにいくつかの重要な課題が残されているため、自主研究などの形で調査を継続することを考えている。

調査に際して、兵庫県下の障害者関係団体ならびに多数の障害者の方々にご協力いただきましたことを記して謝意を表します。

### 参考文献

- 1) 阪東美智子、山口あづ紗、堀田祐三子、塩崎賢明：高齢社会対応型住宅のあり方に関する研究（その2）－身体障害者向け公営住宅の供給手法に関する研究－、平成11年度福祉のまちづくり工学研究所報告集、2000
- 2) 東京都福祉局：身体障害者（児）及び精神薄弱者（児）の状況（平成6年度）